

## 令和8年源泉徴収事務の変更点

令和7年の税制改正により基礎控除等が変更となりました。そのため、令和8年の給与計算時に源泉徴収に係る事務手続きが変更されています。給与計算の際にはご注意ください。

### 1. 源泉徴収税額表の改正

令和7年の税制改正では、年収160万円まで所得税がかからない、いわゆる年収の壁引き上げがありました。令和7年中は源泉徴収税額表の変更はありませんでしたが、令和8年分源泉徴収税額表では、給与から差し引かれる所得税が減額されています。

また、令和7年までは月88,000円以上から所得税を徴収していましたが、令和8年からは105,000円以上から金額が上がっています。

給与所得の源泉徴収税額表（令和7年分）

（一）月額表（平成24年3月31日財務省告示第115号様式表（令和7年3月31日財務省告示第204号改正））〔～166,000円〕

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数							乙 税額		
	0人 1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人									
	以上	未満	税額						税額	
88,000円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額が160万円を超るに代りする金額
88,000	89,000	120	0	0	0	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	240	0	0	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	3,200

給与所得の源泉徴収税額表（令和8年分）

（一）月額表（平成24年3月31日財務省告示第115号様式表（令和7年4月30日財務省告示第222号改正））〔～194,000円〕

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数							乙 税額		
	0人 1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人									
	以上	未満	税額						税額	
105,000円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額が160万円に達する金額
105,000	107,000	170	0	0	0	0	0	0	0	3,600
107,000	109,000	280	0	0	0	0	0	0	0	3,600
109,000	111,000	380	0	0	0	0	0	0	0	3,600
111,000	113,000	480	0	0	0	0	0	0	0	4,000
113,000	115,000	580	0	0	0	0	0	0	0	4,400

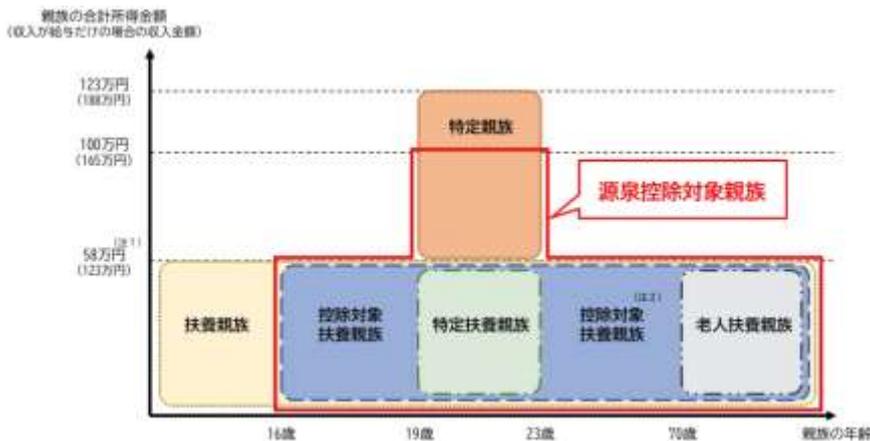
### 2. 扶養親族等の数の算定

源泉徴収税額表の甲欄では、下記の扶養親族の人数を確認した上で税額を決定しますが、令和8年からは一部変更があります。

令和7年まで・・・源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族

令和8年から・・・源泉控除対象配偶者、**源泉控除対象親族**

具体的には年収123万円（所得58万円）以下の扶養親族および、19歳以上23歳未満の親族の内、年収165万円（所得100万円）以下の人をいいます。



# 歯科会計®

## 確定拠出年金限度額引き上げ

令和7年税制改正大綱で見直しを行うとされていた確定拠出年金の限度額ですが、昨年12月24日に政令改正が行われ、限度額の引き上げ及びiDeCoの加入年齢引き上げが令和8年12月1日に行われることが決定しました。老後の資産形成、個人所得税の節税の面からも現在の加入額からの増額をご検討ください。

### 1. 掛金拠出限度額の引き上げ（令和8年12月1日から）

#### (1) 個人事業主の方

現行・・・ 国民年金基金と合わせて月額 68,000 円

改正後・・・ 国民年金基金と合わせて月額 **75,000 円**

#### (2) 医療法人の方

##### ① 企業型確定拠出年金（企業型 DC）あり（※1）

現行・・・ 月額 55,000 円      改正後・・・ 月額 **62,000 円**

##### ② 企業型確定拠出年金（企業型 DC）なし（※2）

現行・・・ 月額 23,000 円      改正後・・・ 月額 **62,000 円**

### 2. iDeCo の加入年齢引き上げ（令和8年12月1日から）

現行・・・ 個人事業主の方（国民年金被保険者）・・・ 60 歳まで

医療法人の方（厚生年金被保険者）・・・ 65 歳まで

改正後・・・ **70 歳まで**

医療法人の方で iDeCo に加入している場合、今まで月額 23,000 円まででしたが、今回 62,000 円までと大幅な引き上げとなります。掛金は所得控除となるため所得税の節税になる他、昨今の「貯蓄から投資へ」の流れに沿って、ご自身の運用によって老後資金を確保するといった意味でも大きな効果が期待できます。

また、現在医療法人で企業型 DC を導入している医院様は、自動的に上限額を変更することはできず、生涯設計手当規程や役員規程の変更が必要となりますので、ご注意ください。

## 令和7年分確定申告が始まります！

今年も早期完了にご協力をお願いします。

	所得税	消費税
法定納期限	令和8年3月16日（月）	令和8年3月31日（火）
振替日	令和8年4月23日（木）	令和8年4月30日（木）
延納分	令和8年6月1日（月）	

# 資産承継

## 教育資金の非課税贈与制度が終了！

令和 8 年度税制改正大綱にて、子や孫の教育資金に関して 1500 万円まで非課税で贈与できる教育資金贈与の非課税制度が期限延長されないこととなりました。

令和 8 年 3 月 31 日をもって制度終了となります。利用検討中のかたは早急にお手続きいただく必要がございます。

### <非課税枠>

学校等に直接支払われる金銭（入学金・授業料等）は最大 1500 万円まで非課税  
→ うち学習塾や習い事等学校等以外に支払われる金銭は最大 500 万円まで可

### <利用するための手続>

非課税制度を適用するためには、信託銀行などの金融機関と教育資金管理契約を結んだうえで、専用の教育資金口座を開設する必要があります。

- ・金融機関にて専用の教育資金口座を開設し、贈与者が口座へ入金する
- ・教育資金非課税申告書を税務署に提出（金融機関が対応）
- ・利用者は領収書や請求書等を金融機関に提出し、資金を引き出す

### <制度における注意点>

- ・受贈者の前年の合計所得金額が 1000 万円を超える場合は非課税対象外
- ・30 歳の誕生日までに使いきれなかった残資金に対しては、贈与税が課税される

### (平成 31 年 4 月 1 日以降に実施された教育資金贈与について)

学校などに在学していない 23 歳以上の者については、贈与者が亡くなった場合には、未利用の残額が相続財産への加算対象となる

### (令和 5 年 4 月 1 日以降に実施された教育資金贈与について)

亡くなった贈与者の相続財産の課税価格合計が 5 億円を超える場合は、受贈者が 23 歳以下であったとしても、未利用の残額が相続財産への加算対象となる

### <その他の留意点>

教育資金の非課税贈与制度は終了しますが、今後も必要な時に必要な額をその都度贈与する場合については贈与税課税の対象外となります。